

四半期報告書

(第24期第3四半期)

自 平成23年10月1日

至 平成23年12月31日

株式会社大田花き

東京都大田区東海二丁目2番1号

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) ライツプランの内容	11
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(6) 大株主の状況	12
(7) 議決権の状況	12

2 役員の状況	12
---------	----

第4 経理の状況 13

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	14
(2) 四半期損益計算書	16
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	17

2 その他	20
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報 20

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【四半期会計期間】	第24期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社大田花き
【英訳名】	Ota Floriculture Auction Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 磯村 信夫
【本店の所在の場所】	東京都大田区東海二丁目2番1号
【電話番号】	03（3799）5571
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 金子 和彦
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区東海二丁目2番1号
【電話番号】	03（3799）5571
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 金子 和彦
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第3四半期 累計期間	第24期 第3四半期 累計期間	第23期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高（千円）	20,292,042	19,678,846	25,945,037
経常利益（千円）	236,354	234,809	247,241
四半期（当期）純利益（千円）	140,582	130,083	145,313
持分法を適用した場合の投資利益 （△は損失）（千円）	△11,497	6,171	△9,986
資本金（千円）	551,500	551,500	551,500
発行済株式総数（株）	5,500,000	5,500,000	5,500,000
純資産額（千円）	4,245,050	4,330,003	4,249,781
総資産額（千円）	7,079,441	7,204,607	5,839,842
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	29.36	26.09	30.04
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	10.00
自己資本比率（％）	60.0	60.1	72.8
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	595,526	418,289	254,295
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△217,970	△20,162	△228,254
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	573,756	△61,035	570,250
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	2,776,715	2,758,786	2,421,694

回次	第23期 第3四半期 会計期間	第24期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 （円）	13.56	11.59

- （注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額は潜在株式がないため記載しておりません。
4. 四半期財務諸表等規則第4条の2第3項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、3.11東日本大震災、タイの洪水、EU圏での深刻な金融・財政危機で、日本経済を支える自動車、精密機械、金融業などが打撃を受けました。それと比較すると内需関連はしっかりしており、日本人は3.11で目が覚め、覚悟が決まったと言ってよく、消費面では「前向き消費」「メリハリ消費」「つながり消費」などが芽生え、全体として前年と同水準の消費状態となりました。

このような状況の中、当社では夏前までの自粛期間中に少なかったイベント需要や結婚式需要を、第3四半期中に取り戻そうと営業活動を果敢に行いましたが、結局、埋め合わせることができず、これらは翌年へ焦点を合わせることとなりました。個人需要は「つながり消費」や「前向き消費」としてのパーソナルギフト、家庭需要とも手応えはありますが、天候に左右されます。10月下旬から11月にかけては、週末に雨が降ったり、例年以上の暖かさが続いたために、季節の冬物であるポインセチア・シクラメン等の需要が伸びませんでした。この傾向はクリスマスまで続きました。しかし、正月向けの松・千両・苔物は、全て堅調に取引され活発でありました。小売店では前年よりさらに質の高い花が売れており、好調とは言えませんが、不調ではない花の消費動向となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間（平成23年4月～12月）の業績は、売上高19,678,846千円（前年同四半期比3.0%減）となり、内訳をみますと、切花の取扱高18,000,108千円（前年同四半期比3.3%減）、鉢物の取扱高1,595,710千円（前年同四半期比0.3%減）、付帯業務収益83,027千円（前年同四半期比7.9%増）となりました。利益につきましては、営業利益208,969千円（前年同四半期比3.4%減）、経常利益234,809千円（前年同四半期比0.7%減）、四半期純利益130,083千円（前年同四半期比7.5%減）と減収減益となりました。

切花、鉢物に関する品目別の概況は次の通りです。

切花

キク類	売上金額	3,849,590千円（前年同期比6.7%減）
	取扱数量	80,256千本（同 2.0%増）

・輪菊では白菊が、春から夏にかけて、例年並の入荷状況で順調に推移しました。しかし販売面では、春先の仏花需要の低迷や大型葬儀件数の減少などにより振るいませんでした。また、夏場も前年が高騰市況であったため、それと比較すると相場は下落しました。お彼岸の後しばらくは、生育期の高温や品種の変更などにより、一時的に取扱数量が減少し品薄高となりました。その後、11月頃も秋系品種を中心に出荷が遅れるなど入荷量が前年を割りましたが、大きな需要もなかったため厳しい販売状況となりました。年末の需要期は需給バランスの取れた安定した取引となりました。色菊は、作付減少や生育遅れなどから、春先こそ前年を下回る入荷量となりましたが、それ以外の時期は概ね各産地順調な生育状況で、前年並みか前年をやや上回る入荷量で推移しました。白菊同様、お彼岸後には全国的に品薄となり、当社においても主力産地からの入荷が減少しましたが、他産地からの集荷強化に努め需要に応えました。

・小菊は、仏花需要が少なく相場が低迷した春先は、産地において出荷を調整する動きもあり、入荷量が伸び悩みました。お盆・お彼岸の需要期は、猛暑による高温から深刻な品薄となった前年と比べると、本年は順調な生育状況で、十分な入荷量となりました。販売面からみても、お盆・お彼岸の需要期は量販店や花束加工業者向けの取引などを中心に好調でした。お彼岸後には白菊同様、入荷量が不足し価格が上昇しました。これは主力産地において台風の影響を受けたことや作付けが少なかったことによります。年末の需要期は例年並の出荷となり安定した取引となりました。

・スプレー菊は時期によっては生育遅れなどが見られる産地もありましたが、概ね前年並みの入荷量となりました。しかし、前年は夏以降、猛暑の影響から小菊が深刻な品薄となったことを受けスプレー菊の価格も上昇したため、それに比べると価格は下がり、販売金額で比べた場合も前年をやや下回りました。

洋ラン・バラ・カーネーション

売上金額 4,535,830千円（前年同期比 1.5%減）

取扱数量 75,266千本（同 1.9%増）

・バラは震災後の自粛ムードによって、ブライダルやイベント等のキャンセルが響いた春先には、業務需要を中心に販売が低迷しましたが、母の日を経て少しずつ回復しました。しかし、暑さのため日持ちしにくい花材であることに加え、今年は節電により室温が例年より高めであったこともあり、夏場の販売は厳しいものとなりました。秋から冬にかけては、ブライダルなどの業務需要に加え、バラフェア開催といった小売店の需要が中心となりました。12月に入ると、急激に寒くなったことが影響し、クリスマス需要期に入荷量がやや落ち込みました。そのこともあり各色とも比較的好調な販売となりました。

・カーネーションは、母の日販売において、事前の注文こそ前年に届きませんでしたでしたが、間際での駆け込み需要などは活発でした。7～8月にかけては季節品目に潤沢感あり、需要がそちらに流れたため、カーネーションは安値基調で推移しました。10月に入ると翻って季節品目が品薄傾向となったため、それらに代わるものとしての需要もあり、引き合いがやや強まるも、11月は仏花需要なども低迷したため厳しい販売状況となりました。12月は国産が急激な冷え込みの影響などで生育が遅れ品薄傾向となり、輸入品も慎重な出荷となったことで、クリスマスや年末の需要期にかけては堅調な取引となりました。

・洋ラン類では、デンファレがブライダルや各種イベント等の需要で白系を中心に引き合いがありましたでしたが、低温・雨季・台風や洪水被害といった天候による影響を受けたことで入荷量は減少しました。オンシジュームは生育期の低温など天候不順のため生産サイクルにずれが生じ、9月に大幅な品薄となり下位等級品から上位等級品まで単価高になりました。しかし10～11月には遅れていたものが出荷されたことで急増し、潤沢感から安値となり量販店を主体とした取引となりました。

球根類

売上金額 2,748,044千円（前年同期比 2.7%減）

取扱数量 29,982千本（同 2.7%増）

・ユリ類では、テッポウユリが春先に前年を上回る潤沢な入荷となりました。しかし、仏花などの需要に乏しく、相場は低迷しました。夏はお盆・お彼岸需要期を中心に堅調な取引となりました。秋以降の入荷量は、猛暑の影響から大きく減少した前年と比べると増加しています。しかし球根の質が優れないなど輪数不足や丈の不足が見られ、需要に対しては全国的に品薄傾向となり、堅調な取引が続きました。オリエンタルユリは、期間の合計で比較するとほぼ前年並みの入荷量となりましたが、10月から11月にかけての産地が切り替わる時期に暖かかったことで開花が進み潤沢な入荷になるなど、時期によってはやや不安定な状況となることもありました。販売面では、自粛ムードの残る春先や、潤沢感のあった秋にかけては厳しい状況となりましたが、ブライダル需要における白系、品薄感のあった8月、12月の年末需要期にかけては引き合いも強まりました。

・アルストロメリアは、前年の特に夏以降、猛暑による影響を受けたことで出荷が減少、価格も高めでありました。それに比べると本年は安定した出荷で、前年を上回る取扱数量となり、潤沢感から価格も前年を下回る水準で推移していました。しかし12月は年末の需要期を前に急激な冷え込みとなり開花が遅れる産地もあり、品薄感から価格が上がりました。販売面ではブライダル需要などを中心に、白系・ピンク系の引き合いが強めでした。

・ダリアは、他品目同様、前年の入荷量が猛暑の影響で少なかったこともあり、前年と比べると、入荷量が大きく増加しました。それに伴いやや価格を下げっていますが、数量の増加がそれを上回っているため、販売金額でも前年を越える結果となりました。ダリアフェア開催などによる小売需要、白系・赤系を中心としたブライダル需要などによって好調な取引となりました。

・季節商材では、例年ですと、チューリップやアイリス、水仙などが年末にかけて活発に取引されますが、今年は秋が暖かく、開花時期が早まり、出荷が前倒しになるなどしたため需要期に不足しました。

草花類	売上金額	4,523,199千円（前年同期比 3.0.%減）
	取扱数量	88,574千本（同 2.4.%減）

・トルコギキョウは、前年を下回る入荷量となることが多く、そのため堅調な取引が続きました。前年に比べ数量が減少した要因としては、国内産地において、震災のため作付け時期が遅れたこと、生育期が低温だったことや出荷時期に台風の影響を受けたことなどが挙げられます。11月以降は海外産地からの入荷が始まったことで、月単位の入荷量は前年並みに戻りました。しかし、12月には前年を上回る入荷量となったにもかかわらず、年末需要に加え葬儀件数も増えたことなどから、需要に対して不足気味となり、堅調に推移しました。

・カスミソウは、期間の入荷量合計では前年と同程度となりましたが、時期によっては、震災による作付け遅れや冷え込み・豪雨といった影響を受けたことで、入荷が不安定になることもありました。そのため、葬儀・婚礼等の業務需要を中心に、不足している時期には引き合いが強まるなど、入荷量次第の相場展開となりました。特に12月には主力産地で開花が早まったため、年末需要期に供給量が不足気味で、堅調な取引となりました。

・ガーベラは、春先の冷え込みや主力産地における台風の影響などから、入荷量が前年を下回りました。特に冬にかけて、低温が続き暖房を吹ききれなかったことで、生産量が伸び悩んだため、12月のクリスマス需要においては赤系が、年末需要においては各色の引き合いが強まりました。

・季節商材では、ハロウィンシーズンのカボチャが、主力産地において生育期の長雨などの影響から、需要の多い上位等級品などが少なめに入荷となりました。そのため、他産地からの集荷にも努め、結果的に前年を上回る取扱数量となりました。その他、秋から冬にかけての季節商材の多くは、10月以降も暖かい日が続いたことや、12月に入ると一転して気温が下がったことなどで、不安定な出荷状況となりました。例えばスイートピーは大幅な品薄となり、単価高で推移しました。ストックは例年並の入荷量で始まりましたが、12月に入ると主力産地において雪が降るなどしたため、入荷量が減少しました。そのため、葬儀関係の需要や年末需要によって引き合いが強まりました。

枝物・葉物	売上金額	2,343,442千円（前年同期比 2.1%減）
	取扱数量	46,018千本（同 2.2%減）

・枝物は春の低温や冷え込みによって4～6月にかけては出荷時期が遅れるものもあり、入荷量はやや減少しました。夏は、猛暑で品薄傾向であった前年に比べると国内各産地とも順調な生育状況だったこと、輸入品においてもヒペリカムなどが安定した入荷であったため、前年を上回る取扱数量となりました。それ以降は、秋になっても暖かい日が続いたため紅葉物などを中心に品薄傾向、同時に品質も優れないことから低調な販売状況となりました。年末に欠かせない商材である松は、春先の低温、夏場の高温・干ばつといった天候要因から、上位等級品を中心に全国的な品薄傾向となる中、当社では近年需要が高まっているカラゲ松などを中心に集荷強化に努め、前年並みの取扱数量となりました。

・葉物は、震災後の相場が不安定だった春には、輸入品を中心に状況を見極めようとする動きがあり、入荷量が減少しました。その後、相場の回復とともに入荷量は戻りました。夏から秋にかけては台風により国内の主力産地からの出荷が減少するなどし、輸入品の集荷強化に努めました。11月以降は引き合いが弱く、安値基調のまま年末を迎えるに至りました。

鉢物

鉢物	売上金額	1,595,710千円（前年同期比 0.3%減）
	取扱数量	7,094千鉢（同 3.8%増）

・洋ラン類では、主力であるファレノの入荷量が減少しました。そのため、前年を上回る価格帯で推移していますが、入荷量の減少を補いきれず、販売金額ではわずかに前年に届きませんでした。入荷量の減少は、震災後の先行き不透明感から生産量が減ったこと、計画停電や節電の影響から温度管理が十分に出来なかったことなどによります。また10月以降は、冬のギフト商材として定番でもあるシンビジュームが潤沢な入荷となりましたが、売れ行きが鈍く振るいませんでした。

・花鉢類では、母の日向けカーネーションが、事前のカタログ販売等においては振るいませんでしたが、直前の駆け込み需要は旺盛で、活発に取引されました。夏は暑さのため、各品目、入荷量の減少や品質の低下が見られ、販売も低迷しました。また、今年は10月に入っても夏日を記録するなど秋になっても暖かく、コスモスなどの季節商材は生産・販売ともに振るいませんでした。同様にシクラメンも秋の暖かさが生産に影響し、需要期を外れての出荷となったり、品質が優れなかったりしたため、盛り上がりには欠けました。ポインセチアは一部のピンク系は人気があり、好調な取引となりました。

・苗物類は、前年を上回る入荷量、販売金額となりました。これは春先の天候が穏やかだったためガーデニング需要が活発であったこと、節電対策としてグリーンカーテン関連の商材に注目が集まったことなどによります。また例年ですと、夏場の取引は低迷しがちですが、今年は夏場にまとまって暑さが落ち着いた時期があり、その間にはよく取引されました。秋に入ってからパンジー等の花壇苗を中心に取引されました。パンジー等の花壇苗は暑さに弱いこともあり、前年は夏の猛暑による影響を受け品薄傾向だったため、それに比べると本年は例年並の取扱いに戻りました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比較して1,364,764千円増加し、7,204,607千円となりました。その主な内訳は資産につきましては、現金及び預金の増加537,091千円、売掛金の増加1,062,348千円、有価証券の減少100,000千円であります。

負債につきましては、前事業年度末と比較して1,284,542千円増加し、2,874,603千円となりました。その主な内訳は、受託販売未払金の増加1,171,861千円であります。

純資産につきましては、前事業年度末と比較して80,221千円増加し、4,330,003千円となりました。これは利益剰余金が80,221千円増加したことによるものであります。

(3) キュッシュ・フローの状況

当第3四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の増加等により増加した資金は418,289千円（前年同四半期比29.8%減）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、関係会社への貸付等により使用した資金は20,162千円（前年同四半期比90.8%減）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により使用した資金は61,035千円（前年同四半期は自己株式の処分などで増加した資金573,756千円）となりました。

この結果、当第3四半期会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末より337,091千円増加し、2,758,786千円となっております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

当社は平成20年5月16日に開催しました取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」

（以下、「旧プラン」といいます。）を導入することを決定し、その有効期間は同年6月21日に開催の第20回定時株主総会終結の時までとされておりましたが、株主の皆様にご承認をいただきましたので更新いたしました。

更新後の旧プランの有効期間は、平成23年6月25日開催の当社第23回定時株主総会の終結の時までとされており、当社は、旧プランの有効期間の満了に先立ち、旧プランの導入以降の法令改正等を踏まえ、平成23年5月27日開催の当社取締役会において、当社第23回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件に、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）と致しました。そして、当社第23回定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただきましたので、本プランを更新しております。

① 導入の目的

本プランは、当社株券等の大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としております。

② 本プランの概要

(i) 本プランの発動に係る手続き

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下のイ又はロに該当する当社株券等の買付けその他の取得もしくはこれらに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

イ、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得

ロ、当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力ある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらを合わせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限りません。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

(ii) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合や、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合など、本プラン所定の要件を充足する場合には、独立委員会の勧告を得た上で、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して、保有株式1株につき1個の割合を上限として、無償で割り当てます。

(iii) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

③ 本プランの合理性を高めるための仕組み

(i) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足し、また株式会社大阪証券取引所（旧株式会社ジャスダック証券取引所）の「企業行動規範に関する規則」の第11条に定める遵守事項を全て満たしています。

(ii) 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会での、当社定款第19条に基づく当社取締役会への新株予約権無償割当に関する事項の決定の委任に関する株主の皆様の承認を条件として更新しました。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとしています。

さらに本プランには、有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において、当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(iii) 独立委員会による判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

(a) 独立委員会の判断の重視

本プランの発動については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会の勧告を必ず経ることとされています。本プラン更新時の独立委員会の委員は、独立委員会規則の従い、当社経営陣から独立性の高い社外取締役や社外有識者から構成される社外取締役3名から構成されております。

<独立委員会委員>

- ・社外取締役：川田 一光（東京青果株式会社 代表取締役社長）
- ・社外取締役：大西 一三（株式会社なにわ花いちば 取締役会長）
- ・社外取締役：内田 善昭（公認会計士・税理士）

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(b) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現した場合に、独立委員会は当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(c) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(d) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、変更後の本プランの詳細は、平成23年5月27日付けプレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」に記載しております。

※参考URL http://www.otakaki.co.jp/ir/topics/pdf/2011/110527_02.pdf

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営成績に重要な影響を与える主要な要因として、天候と原油高による影響があります。

花きの商品価値は供給・需要双方で天候の影響を受けるため、天候により需給バランスが崩れ取引量や取引価額に影響する場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。これに対し当社は、生産者との連携を強化するとともに、需給双方への情報発信を行い、適材適所で商品提供を行って参ります。

また、原油高による生活関連物資の値上がりは、嗜好品である花きの消費意欲を減退させる可能性は否定できません。さらに、原油高による物流費の値上がりは、花きの流通量を低下させる要因となり得ます。これに対し当社は、購買層への消費拡大を目指し付加価値の高い商品提案を行うとともに、集荷力を高め荷揃えを徹底し、コストを抑えた効率的な物流を行って参ります。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況は、営業活動によって418,289千円の資金を得て、投資活動によって20,162千円の資金を使用し、財務活動によって61,035千円の資金を使用しました。当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ337,091千円増加し2,758,786千円となりました。

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品仕入資金、販売費及び一般管理費の営業費用であり、また、当社の事業の特性上、回収、支払サイクルが他業種に比べて短く、流動性は極めて高くなっております。

(8) 経営者の問題提議と今後の方針について

花き業界の見通しとしましては、生産業者・流通業者・小売業者の各業者が、原油高に伴う諸経費の値上がりを吸収できる新しい商品やサービスの開発運用をいかに行うかに競争での生き残りが掛かると予想されます。また、食品業界から伝播した安心・安全保証の動きから「顔の見える」農作物への需要が高まるとともに、運賃コスト回避による道州制への動きが相まって、地産地消がさらに活発になると考えます。

当社は、拠点市場としてのせり前集散機能の強化、関東最大の花市場としてのせり機能の強化に努めて、業容を拡大して参りたいと存じます。収益面においては、まずせり前取引の分荷における生産性のアップ、次いで的確な設備を通じ物流力に磨きをかけ、運命共同体である産地と一体化して生産振興に努め、「創って作って売る」という拠点市場としての役割を果たして参りたいと存じます。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,500,000	5,500,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 1,000株
計	5,500,000	5,500,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	—	5,500,000	—	551,500	—	389,450

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 513,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,986,000	4,986	—
単元未満株式	普通株式 1,000	—	—
発行済株式総数	5,500,000	—	—
総株主の議決権	—	4,986	—

② 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社大田花き	東京都大田区東海 2丁目2番1号	513,000	—	513,000	9.33
計	—	513,000	—	513,000	9.33

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第3項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、興亜監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.7 %
売上高基準	1.8 %
利益基準	3.6 %
利益剰余金基準	0.1 %

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,421,694	2,958,786
売掛金	1,107,058	2,169,406
その他	272,284	180,830
流動資産合計	3,801,036	5,309,023
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	164,825	154,310
工具、器具及び備品（純額）	202,700	192,037
その他（純額）	125,167	138,342
有形固定資産合計	492,693	484,689
無形固定資産		
投資その他の資産	67,603	56,825
関係会社株式	603,735	603,735
長期前払費用	189,715	172,835
その他	727,551	623,523
貸倒引当金	△4,892	△8,426
投資損失引当金	△37,600	△37,600
投資その他の資産合計	1,478,508	1,354,068
固定資産合計	2,038,806	1,895,583
資産合計	5,839,842	7,204,607
負債の部		
流動負債		
受託販売未払金	815,942	1,987,804
買掛金	21,728	45,666
未払法人税等	46,290	52,715
賞与引当金	30,010	19,578
その他	187,014	249,568
流動負債合計	1,100,985	2,355,333
固定負債		
退職給付引当金	160,863	181,826
その他	328,212	337,444
固定負債合計	489,075	519,270
負債合計	1,590,061	2,874,603

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	551,500	551,500
資本剰余金	401,187	401,187
利益剰余金	3,733,827	3,814,049
自己株式	△436,733	△436,733
株主資本合計	4,249,781	4,330,003
純資産合計	4,249,781	4,330,003
負債純資産合計	5,839,842	7,204,607

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
売上高	20,292,042	19,678,846
売上原価	18,303,216	17,745,721
売上総利益	1,988,825	1,933,124
販売費及び一般管理費	※1 1,772,551	※1 1,724,155
営業利益	216,273	208,969
営業外収益		
受取利息	3,397	3,587
受取配当金	6,275	10,500
その他	10,551	11,753
営業外収益合計	20,223	25,840
営業外費用		
雑損失	143	—
営業外費用合計	143	—
経常利益	236,354	234,809
特別利益		
貸倒引当金戻入額	3,245	—
特別利益合計	3,245	—
特別損失		
リース解約損	107	—
災害による損失	—	1
特別損失合計	107	1
税引前四半期純利益	239,492	234,808
法人税等	98,910	104,724
四半期純利益	140,582	130,083

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	239,492	234,808
減価償却費	139,965	109,173
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△12,855	△10,432
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	20,029	20,963
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3,245	3,533
受取利息及び受取配当金	△9,672	△14,087
売上債権の増減額 (△は増加)	△275,854	△1,066,262
仕入債務の増減額 (△は減少)	637,425	1,199,865
未収入金の増減額 (△は増加)	350	95
その他	36,770	27,946
小計	772,407	505,603
利息及び配当金の受取額	10,119	13,645
法人税等の支払額	△187,001	△100,958
営業活動によるキャッシュ・フロー	595,526	418,289
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△200,000
定期預金の払戻による収入	—	100,000
有価証券の取得による支出	△100,000	—
有価証券の売却による収入	—	100,000
有形固定資産の取得による支出	△7,553	△25,594
無形固定資産の取得による支出	△6,450	△3,210
貸付金の回収による収入	54,033	48,642
関係会社貸付けによる支出	△52,000	△40,000
貸付けによる支出	△56,000	—
投資有価証券の取得による支出	△50,000	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△217,970	△20,162
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△860	—
自己株式の売却による収入	635,644	—
配当金の支払額	△50,974	△49,682
リース債務の返済による支出	△10,053	△11,353
財務活動によるキャッシュ・フロー	573,756	△61,035
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	951,312	337,091
現金及び現金同等物の期首残高	1,825,402	2,421,694
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 2,776,715	※1 2,758,786

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

【追加情報】

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(法人税率の変更等による影響)	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に交付され、平成24年4月1日以後に開始する会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、当第3四半期会計期間を含む会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の見積実効税率は従来の41.3%から44.6%となります。この税率変更により、未払法人税等は7,748千円増加し、法人税等は同額増加しております。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。
給与手当 714,844 千円	給与手当 728,793 千円
賞与引当金繰入額 17,545 千円	賞与引当金繰入額 19,578 千円
退職給付費用 39,711 千円	退職給付費用 40,723 千円
	貸倒引当金繰入額 3,533 千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)	※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 2,776,715	現金及び預金勘定 2,958,786
現金及び現金同等物 2,776,715	預入期間が3か月を超える定期預金 △200,000
	現金及び現金同等物 2,758,786

(株主資本等関係)

I 前第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月28日 取締役会	普通株式	51,038	12	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年6月14日に第三者割当による自己株式の処分を実施しました。この結果、当第3四半期累計期間において株主資本が724,327千円増加し、当第3四半期会計期間末において株主資本が4,245,050千円となっております。

II 当第3四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月27日 取締役会	普通株式	49,862	10	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年12月31日)

金融商品の四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年12月31日)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	(注) 1 494,135	(注) 1 494,135
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	(注) 2 490,647	489,319

	前第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失(△)の金額(千円)	(注) 2 △11,497	6,171

(注) 1. 投資損失引当金37,600千円を直接控除しております。

2. 関連会社において「資産除去債務に関する会計基準」を適用したことにより、前第1四半期累計期間に特別損失を34,050千円計上しております。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）及び当第3四半期累計期間（自平成23年4月1日至平成23年12月31日）

当社は、花き卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	29円36銭	26円9銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	140,582	130,083
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	140,582	130,083
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,788	4,986

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月8日

株式会社大田花き

取締役会 御中

興亜監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柿原 佳孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近田 直裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大田花きの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第24期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大田花きの平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。